

ミッション

コンピュータソフトウェアに関する国内外の法的保護・権利活用に関する調査研究および意見提言

2007年度の活動テーマ

第1小委員会

- ①実務者マニュアルの改訂 [→Topics1]
- ②中国におけるソフトウェア保護 [→Topics2]
- ③ソフトウェア関連発明の審査段階(成立性、記載要件、進歩性)の調査研究

第2小委員会

- ①OSSライセンスGPLv3の分析 [→Topics3]
- ②2002年法改正後の間接侵害の判例分析
- ③ソフトウェア特許の活用と競争法とのバランスに関する調査研究

Topics1 実務者マニュアル

「実務者マニュアル改訂第2版」

→ 第1版でした日本のソフトウェア関連発明の権利化までの解説に加えて、外国でも権利化をしたい場合に各国でのソフトウェア関連発明の出願書類の作成上の留意点を解説。

◆改訂内容

- ・主要各国(米国、欧州、中国)におけるソフトウェア関連発明の保護状況及び出願書類作成の留意点について解説
- ・OSS(オープンソースソフトウェア)について解説
- ・最近の進歩性に関する審査判断について解説



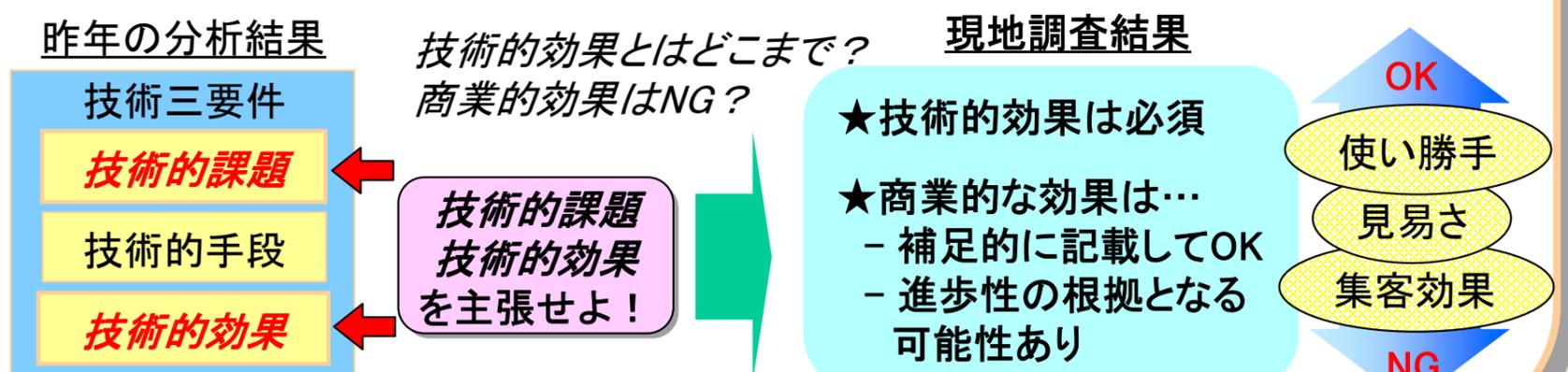
★好評の第1版に続き外国をも網羅した待望の第2版 ~2009年4月発刊予定乞うご期待!~

Topics2 中国現地調査

◆時期 2007年11月5日~9日(上海・北京) ◆訪問先 企業、特許事務所、著作権保護センター

- ◆目的 ・審査基準改訂後、ソフトウェア関連発明の審査がどう変わったか?
- ・企業ではソフトウェアの特許出願にどう取り組んでいるか? 権利の活用は?

◆成果例



★詳細は2008年3月関東部会・関西部会で報告予定

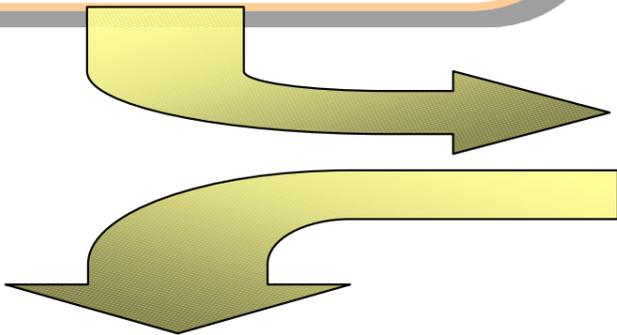
GPLとは？

General Public License(一般公衆利用許諾)の略であり、多数のOSSで利用されているライセンスである。

「ソースコードを改変して生成した実行コードを配布した場合、そのソースコードも公開する義務が生じる。」

これまでは1991年に作成されたVersion2(GPLv2)が利用されてきた。

※OSS=Open Source Software



改訂の背景？

2000年以降、TiVo化(Tivoization)、DRM、ソフトウェア特許、準拠法による国際化の問題等、GPLv2の制定時には表面化していなかった問題が起こってきたため、Free Software Foundationはこれらの問題に対応するGPLの改訂を行うことを決定。約2年の期間と4度のドラフト作業をかけた結果、GPL version 3が作成された。

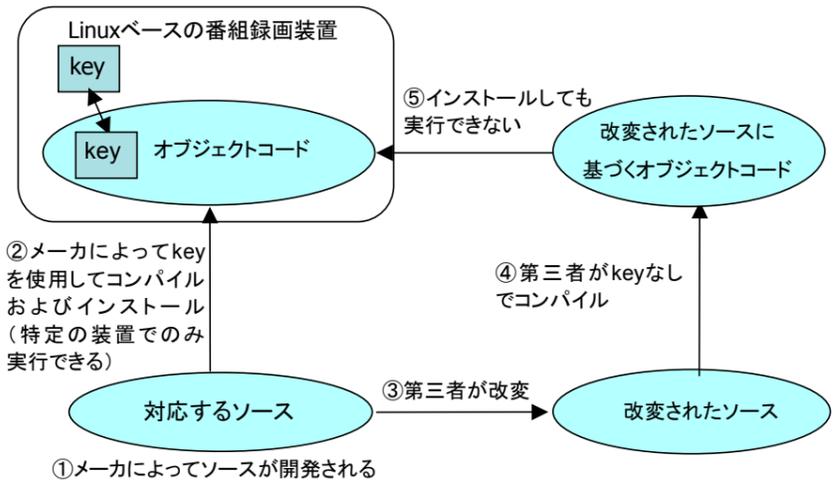


図1 Tivo化(Tivoization)の説明

改訂のポイント

1.用語の国際化(第0項)

項を割いて用語を定義している。

GPLv2	GPLv3
derived work(派生物)	covered work(対象物)
distribute(配布)	convey(コピーの作成および受領)
	propagate(著作権法上侵害とされる行為)

2.DRM(第3項)

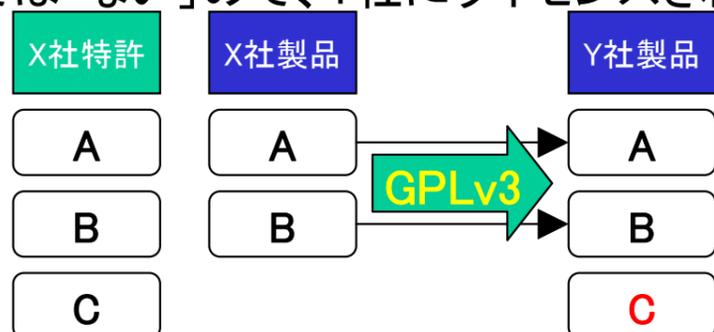
その前文からDRM (Digital Rights Management)を拒否しており、DRMの回避の禁止をする権利を放棄することを規定している。

3.インストール情報の公開(第6項)

実行コードがユーザ製品と共にコンベイされる場合、実行コードのソースコードに加え、そのユーザ製品に改変した実行コードをインストールするのに必要な**インストール情報**を公開する義務が生じる。

4.特許について(第11項)

GPLv3著作物の配布者は**必須パテントクレーム**を受領者に許諾する義務がある。下図の例だと、X社特許(構成要件A+B+C)はX社製品(A+B)の必須パテントクレームでは「ない」ので、Y社にライセンスされない。



採用OSS

gcc,emacs,samba,sugarCRMなどがGPLv3を採用または採用予定。